

大分県立芸術文化短期大学と大分県立大分雄城台高等学校との

高大連携協力に関する協定書

大分県立芸術文化短期大学（以下「甲」という。）と大分県立大分雄城台高等学校（以下「乙」という。）は、高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図るための連携協力（以下「高大連携協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（高大連携協力の内容）

第1条 高大連携協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲による乙の高校生に対する甲の授業科目の公開
- (2) 甲の教員による乙での講義の実施
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、この協定書の有効期間満了の4ヶ月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第3条 この協定書に定めるもののほか、高大連携協力に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を所持するものとする。

平成19年12月18日

甲 大分県立芸術文化短期大学長印
利光 功

乙 大分県立大分雄城台高等学校長印
甲斐 隆文